

大分県内製造業における労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS） 構築状況の実態調査結果の概要

主任研究者	大分産業保健推進センター	所長	三角 順一
共同研究者	大分産業保健推進センター	基幹相談員	青野 裕士
共同研究者	大分産業保健推進センター	基幹相談員	青木 一雄
共同研究者	大分産業保健推進センター	基幹相談員	田吹 光司郎

【はじめに】

OSHMS促進協議会、建設業などでは、労働安全衛生マネジメントシステムを積極的に導入してきた。しかしながら、地域単位での現況の報告は少ない。そこで、大分県内の事業所を対象として、システム全般の取り組みの現況を把握することを第一義とした。また、このシステムは、「一定の目的や目標を設定し、それを達成し」、さらに「環境変化に適応」して「継続的に改善・革新していく仕組み(PDCAサイクル)をもっているか」、が重要な鍵であり、いくつかの製造業を例として、取り組みのあり方を検討した。

【調査対象および方法】

大分県内の製造業 296 事業所に、労働安全衛生マネジメントシステムの構築状況の実態を当センターで作成した質問紙を用いて調査した。173 事業所から回答が得られた（回収率 58.4%）。回答した製造業内、有機溶剤作業や特定化学物質を取り扱う事業所は、79 事業所であった。従業員数をあわせると、男子が 23,895 人、女子が 7,336 人、計 31,231 人で、合わせた社員の平均年齢は 40 歳であった。

【調査結果】

1.事業所の特徴

事業所は、16 業種以上に及び、多い方から①電気機械器具（32 社）、②食料品（17 社）、③輸送用機械など（16 社）、④化学工業（13 社）となっていた。「産業保健スタッフがいる」事業所が 8 割で、①産業医（含嘱託）、②衛生管理者（含嘱託）、③保健師・看護師（含嘱託）の順であった。事業所の 4 分の 3 で、有害業務や

特殊業務があり、作業内容は、深夜、有機溶剤、粉じんおよびVDT作業などが 50 事業所以上で行われていた。労働者の安全と健康確保のための計画の立案状況は、「計画作成を行っている」が 77%、「計画作成を行っていない」が 18%であった。また、「安全衛生委員会がある」事業所が 90%、「ない」事業所が 8%であった。産業医の「職場巡視を行っている」事業所が 69%、「行っていない」事業所が 28%であった。産業医の職場巡視が行われていない事業所が 3 割近くあった。

2.労働衛生管理体制

各有害業務及び特定業務における作業環境測定は、73%の事業所で実施されていた。騒音、粉じん、及び鉛の有害業務がある事業所の作業環境測定は、それぞれ 93.2%、89.7%、及び 82.4%であった。

定期健康診断の実施は、1 事業所を除く、すべての事業所で実施され、有害業務等に関する特殊健康診断は 78%の事業所で実施されていた。また、定期および特殊健康診断を行っている事業所の 84.4%が、両健診の事後措置を行っていた。衛生教育は、69%の事業所で実施していた。その内容は、有機溶剤に関する衛生教育（59 社）が最も多く、次いで粉じんに関する衛生教育（41 社）、そして騒音に関する衛生教育（32 社）であった。健康教育は、64%の事業所が実施していた。しかし、「していない」事業所が 33%あった。

3.労働安全衛生マネジメントシステムの取り組みの状況

「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（厚生労働省指針）」の認知度については、平成 11 年 4 月

に発表された厚生労働省指針を、「知っている」と「聞いたことがある」が全体の90%を占めており、認知度は高かった。労働安全衛生マネジメントシステムを、「構築している」と「構築を計画している」事業所が、合わせて36%であった。構築しているシステムは、厚生労働省指針が12件、OSHAS 18001が2件、その他が9件であった。「構築しない」と回答を寄せた事業所の理由は、多い方から①現状の労働管理で十分(11件)、②推進するスタッフがないから(8件)であった。また、労働安全衛生マネジメントシステム以外のISO 9001、ISO14001を認証の取得している事業所が51%、認証取得の計画ありの事業所が18%、合わせて69%であった。「知っている」事業所は41%、「聞いたことがある」事業所が39%あり、合わせて80%の事業所が、化学物質管理指針を知っていた。有機溶剤や特定化学物質を取り扱う79事業所の89%(70社)は、「化学物質等による労働者の健康障害を防止するために必要な措置に関する指針」を知っていた。この内、14事業所は化学物質管理指針に基づくマネジメントシステム構築済みで、16事業所は計画中であった。一方、事業所全体で、「化学物質管理指針」の理解を目的に行われている、中央労働災害防止協会の「化学物質管理者」研修に、受講者を派遣する事業所は23%と低かった。

4.労働安全衛生マネジメントシステムの基本的な枠組みへの考え方

指針に基づく労働安全衛生マネジメントシステムの基本的な枠組みに関して回答を求めたところ、事業所の91%(157社)が、労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全衛生に関する規程等を遵守する。87%(151社)が、安全衛生活動の実施を統括管理する者及び生産・製造部門・安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者の役割、責任及び権限を定める。さらに、86%(149社)が、緊急事態が発生した場合に、労働災害を防止するための措置を定めて、適切に対応できるようにしていると

回答した。一方、安全衛生委員会などを通じて、作業者の意見を反映する手順を定めている事業所は、70%(121社)であり、事業者が、安全衛生活動を遵守するために、安全衛生活動の計画・運用に関する事項を文書で定める事業所は、73%(127社)、安全衛生計画の実施及び運用の状況の定期的な監査ができる手順を作成している事業所は、48%(83社)に止まった。そうした状況の中で、33事業所が、大分産業保健推進センターが行った「労働安全衛生マネジメントシステム」に関する研修会を受講している。しかも、「十分理解できた(15社)」と、「少しは理解できた(14社)」をあわせて88%の前向きな良い評価を得ている。さらに、今後の研修内容で、「リスクアセスメントの仕方(14件)」、「内部監査方法等について(12件)」、「構築のための文章等マニュアル作成(10件)」の要望もあり、事業所のマネジメントシステム構築の準備が整えられて来ていることが伺えた。

リスクアセスメントの仕方、文章化や内部監査を推進する条件が整っていないことが構築までの機運を高めていないことが推測される。

【まとめ】

- 1、回答を得た事業所の多くが、労働安全方針をもとに、現状の労働衛生管理を立て、安全衛生改善計画にそった活動を行う体制を構築して来ている。
- 2、多くの事業所で、緊急事態へ対処するため日常的な点検・改善がすすめられている。
- 3、安全衛生活動を遵守し、スパイラルに発展するため①手順書作成、②文章化、③定期的監査への取り組みが段階的にすすめられている。